令和４年１月２０日

南中学校ＰＴＡ組織及び活動概要

１　組織

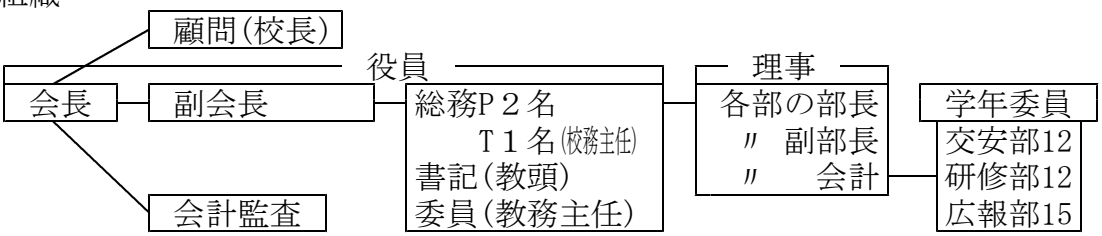

２　その他の役員・理事
(1)　研修部員　　理事３名(部長・副部長・会計)
(2)　広報部員　　理事３名(部長・副部長・会計)・会計監査１名（副部長が兼務）
(3)　交安部員　　理事３名(部長・副部長・会計)・会計監査１名（副部長が兼務）

３　平成１７年度の総会にて、規約を下記のように改正した。
（規約）第２章　役員及びその選出
第６条　本会の役員は次の手続きによって選出し、総会の承認を得なければならない。
１　会長・副会長・会計は、選考委員会において会員中より選出する。
２　理事は委員が互選する。
３　委員の選出については、別に細則に定める。

４　令和元年度の第１回委員会にて、細則を下記のように改正した。

細則の改正

第１条　本会の委員は、地区ごとに会員の互選によって選出する。
↓
第１条　本会の委員は、**学年**ごとに会員の互選によって選出する。

第２条　前条によって選出する委員の定数は、地区委員数３８名（研修部員１２名、広報部員１２名・交安部員１４名）とし、各地区ごとの家庭数で按分する。
※　家庭数（３学期始業式の家庭数を基準とする。）
委員会の承認を得て、地区割り等の変更並びに定数を増減することができる。
↓
第２条　前条によって選出する委員の定数は、**学年**委員数３９名（**各学年１３名とし、研修部１２名、広報部１２名、交安部１５名を基本として分かれる**）とする。
委員会の承認を得て、地区割り等の変更並びに定数を増減することができる。

第３条　学校教職員を代表する委員は、若干名とする。

第４条　本会の理事の定数は、地区委員より９名とする。２名減
↓
第４条　本会の理事の定数は、**学年**委員より９名とする。２名減

第５条　各会の記録は、理事がこの任にあたる。

本細則は、令和元年度より改正・適用する。

5　各学年児童・生徒数および家庭数について（令和３年１２月１日現在）

各学校	生徒数		家庭数※
南中学校	１年	２９４	２５２
	２年	２６９	２６０
南小学校	６年	１２１	１２０
市が洞小学校	６年	２００	１９９

※　現小６児童と現中１・中２生徒との兄弟姉妹関係による家庭数の重複は考慮してありません。

※　現小６の人数は１２月１日現在の小学校在籍児童の数です。

6　委員定数の考え方（細則第１条・第２条）
ア　学年委員総数　３９名
イ　研修部１２名、広報部１２名、交安部１５名を基本として４月の臨時委員会で各部に分かれて組織作りを行う。
ウ　委員会の承認を得て、その定数を増減することができる。

7　各部の主な活動
(1) 研修部：３つの班に分かれて活動する。（１班４名程度）　**※活動内容検討中**
①　１学期班：第１回家庭教育学級（講習会）の企画・運営
②　２学期班：会員研修会の企画・運営
③　３学期班：第２回家庭教育学級（講習会）の企画・運営

(2)　広報部：前期および後期に分かれて活動（前期後期各６名程度）
①　ＰＴＡ新聞「みなみ」の編集、校正、発行（年間２回）
②　ＰＴＡ行事の同行取材　等

(3)　交安部
①　春・夏・秋・年末の交通安全運動街頭指導
・　学校周辺において、生徒の登校時間に合わせて交安指導およびあいさつ運動を実施する。
②　リユース活動＜用品収集（１０月・２月）、交換会（４月総会時）＞
・　学校で使用する物品の有効利用を目的に、制服・かばん・学用品等の交換会を実施する。
③　南中校区生推協（６月・２月）に交安部長が参加する。

8　会議の種類
(1) ＰＴＡ総会　定期総会は年１回、４月に開かれ、ＰＴＡ会員全員が出席する。
(2) 役員会　原則として隔月に１回、年５回開かれる。役員が出席する。
(3) 理事会　原則として隔月に１回、年５回開かれる。役員・理事が出席する。
(4) 委員会　原則として隔月に１回、年５回開かれる。役員・理事・委員が出席する。
(5) 各部会　必要に応じて開かれる。各部長が招集する。

○令和４年度の学年委員選出会

実施日時：令和４年２月１１日（金）１０：００～
場　　所：　南中学校　体育館（全学年）